介護保険に関する市(区)町村等の苦情相談窓口一覧

(1) 市(区)町村の苦情・相談窓口

平成28年4月1日現在

	市(区)町村	担当課(係)	電話番号	市(区)图	
	横浜市(本庁)	介護事業指導課	☎ 045 (671) 2356	相模原市	
	鶴見区	高齢・障害支援課	☎ 045 (510) 1770	横須賀市	
	神奈川区	高齢・障害支援課	☎ 045 (411) 7019	平塚市	
	西区	高齢・障害支援課	2 045 (320) 8491	鎌倉市	
	中区	高齢・障害支援課	☎ 045 (224) 8163	藤沢市	
	南区	高齢・障害支援課	☎ 045 (341) 1138	小田原市	
	港南区	高齢・障害支援課	2 045 (847) 8495	茅ヶ崎市	
	保土ケ谷区	高齢・障害支援課	2 045 (334) 6394	逗子市	
	旭区	高齢・障害支援課	☎ 045 (954) 6061	三浦市	
	磯子区	高齢・障害支援課	☎ 045 (750) 2494	秦野市	
	金沢区	高齢・障害支援課	2 045 (788) 7868	厚木市	
	港北区	高齢・障害支援課	☎ 045 (540) 2325	大和市	
	緑区	高齢・障害支援課	2 045 (930) 2315	伊勢原市	
	青葉区	高齢・障害支援課	☎ 045 (978) 2479	海老名市	
	都筑区	高齢・障害支援課	2 045 (948) 2306	座間市	
	戸塚区	高齢・障害支援課	2 045 (866) 8452	南足柄市	
	栄区	高齢・障害支援課	2 045 (894) 8547	綾瀬市	
	泉区	高齢・障害支援課	2 045 (800) 2436	葉山町	
	瀬谷区	高齢・障害支援課	☎ 045 (367) 5714	寒川町	
Ì	川崎市(本庁)	介護保険課	2044 (200) 2678	大磯町	
	川崎区	高齢・障害課	☎ 044 (201) 3282	二宮町	
	大師地区			中井町	
	健康福祉ステーション	介護保険係	☎ 044 (271) 0161	大井町	
	田島地区	介護保険係	☎ 044 (322) 1996	松田町	
	健康福祉ステーション	月	1044 (322) 1990	山北町	
	幸区	高齢・障害課	2 044 (556) 6689	開成町	
	中原区	高齢・障害課	☎ 044 (744) 3136	箱根町	
	高津区	高齢・障害課	☎ 044 (861) 3269	真鶴町	
	宮前区	高齢・障害課	☎ 044 (856) 3238	湯河原町	
	多摩区	高齢・障害課	☎ 044 (935) 3187	愛川町	
	麻生区	高齢・障害課	2 044 (965) 5146	清川村	

市(区)町村	担当課(係)	電話番号
相模原市(本庁)	介護保険課	☎ 042 (769) 8321
横須賀市	介護保険課	☎ 046 (822) 8253
平塚市	介護保険課	☎ 0463 (21) 8790
鎌倉市	高齢者いきいき課	2 0467 (23) 3000
藤沢市	介護保険課	☎ 0466 (50) 3527
小田原市	高齢介護課	☎ 0465 (33) 1827
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	☎ 0467 (82) 1111
逗子市	介護保険課	☎ 046 (872) 8116
三浦市	高齢介護課	☎ 046 (882) 1111
秦野市	高齢介護課	☎ 0463 (82) 9616
厚木市	介護保険課	☎ 046 (225) 2240
大和市	介護保険課	☎ 046 (260) 5170
伊勢原市	介護高齢福祉課	☎0463 (94) 4711
海老名市	高齢介護課	☎ 046 (235) 4952
座間市	介護保険課	☎ 046 (252) 7719
南足柄市	高齢介護課	☎ 0465 (73) 8057
綾瀬市	高齢介護課	2 0467 (70) 5636
葉山町	福祉課	☎ 046 (876) 1111
寒川町	高齢介護課	2 0467 (74) 1111
大磯町	福祉課	☎ 0463 (61) 4100
二宮町	福祉保険課	☎0463(71)3311
中井町	健康課	☎ 0465 (81) 5546
大井町	介護福祉課	☎ 0465 (83) 8011
松田町	福祉課	☎ 0465 (83) 1226
山北町	保険健康課	☎ 0465 (75) 3642
開成町	保険健康課	☎ 0465 (84) 0320
箱根町	健康福祉課	☎ 0460 (85) 7790
真鶴町	健康福祉課	☎ 0465 (68) 1131
湯河原町	介護課	☎ 0465 (63) 2111
愛川町	高齢介護課	☎ 046 (285) 2111
清川村	保健福祉課	☎ 046 (288) 3861

(2) 市の苦情・相談(事業者の指定に関する内容)窓口

	居宅	介護事業指導課	☎ 045 (671) 3413
横浜市	地域密着型	介護事業指導課	☎ 045 (671) 3466
	施設	高齢施設課	☎ 045 (671) 3923
川崎市	全サービス	高齢者事業推進課 事業者指導係	2 044 (200) 2910

	相模原市	全サービス	高齢政策課	2 042 (707) 7046
	横須賀市	施設サービス	指導監査課	2 046 (822) 8162
		居宅サービス		2 046 (822) 8393

(3) 神奈川県の苦情・相談窓口 **横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業者等及び地域密着型サービス・介護予防支援は当該市町村が苦情・相談窓口になります。

油本川川 古松石小部	事業者の指定(居宅) 事業者の指定(特養)	2 045 (210) 4840	事業者の指定 (老健等)	2 045 (210) 4856
竹水川宗 向即伸性球	事業者の指定(特養)	2 045 (210) 4851	事業者の指定・監査以外	2 045 (210) 4835

適度な運動 よい食事 心がけよう 健康習慣

国保連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1

2045-329-3447

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)



情があった場 合は迅速に対 📞

指導監査

連絡・調整

応します。

調査結果や処理の

報告

国保連合会では、利用者が特に連合会での処理を希望したときや、 市(区)町村での解決が困難な場合に苦情相談を受け付けています。

調査・指導・助言

神奈川県

市町村や国保連合会が行う調査・指導の中で、指定基準違 反の事実が確認された場合に事業者の監査を行います。

信頼のおける事業者をえらいましょう!!! 信頼のおける事業者を選ぶために、以下のようなことに注意して「契約」しましょう。	しま、	Ľツク しょう!
▶職員の言葉づかいや態度はていねいで、気持ちのよいものですか?		Ď
▶どんな介護をするのかなどが書かれた (重要事項説明書) を受け取りましたか?		
▶あなたの質問や要望を聞いてもらえますか?		
▶利用者や家族のプライバシーは守られていますか?		
▶サービスをキャンセルしたいとき、その料金 (キャンセル料) について説明してもらえまし	たか?	
▶苦情があるときや緊急時の対応は、明記されていますか?		

苦情・相談窓口

- ●サービス提供事業者 ●居宅介護(介護予防)支援事業者
- 市(区)町村神奈川県神奈川県国民健康保険団体連合会

居電サービスの選び方と利用のしかたのポイント

居宅サービスは、自宅などで生活をしながら利用できる介護保険サービス です。自宅に訪問してもらって受ける訪問型、介護保険の事業所へ通って受 ける通所型などがあります。

ケアプラン・介護予防ケアプランを作成する際には、サービス利用者本人 や家族の困っていることや要望などを伝え、住み慣れた自宅などで自分らし い生活を続けるためにケアマネジャーと一緒にプランを考えましょう!



まずは要介護認定を申請します

介護サービス・介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。市町村の担 当窓口で手続きを行ってください。

要介護1~5の人

ケアプラン作成を依頼

ケアプランの作成を依頼する居 宅介護支援事業者を選び、ケアプ ラン作成を依頼します。



ケアプランの作成 居宅介護支援事業者

11利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題 を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケ アマネジャーを中心に話し合います。

❸ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利 用者の同意を得ます。

サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業 者と契約します。





要支援1・2の人

地域包括支援センターに連絡

住んでいる地区を担当する地域包括支援セン ターに連絡します。

地域包括支援センター の職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況 や生活歴などから、課題を分析します。

介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを 利用者や家族とサービス担当者で検討し、それ にもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

介護予防サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいて 介護予防サービスを利用します。

市区町村が行う介護予防・生活支 援サービス事業も利用できます。

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業 の両方を利用することもできます。

居宅介護支援事業者/ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

■居宅介護支援事業者

都道府県などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行や ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。 ※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

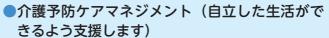
■ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っ ています。

- ●利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- ●サービス事業者との連絡や調整をします。
- ●利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。●施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センターとは?

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活 を送るために、高齢者の生活を支える総合機関と して、地域包括支援センターが設置されています。







(または経験豊富な看護師)





社会福祉士

総合的な相談・支援(何でもご相談ください)

支えます)

・チェックボイント サービス事業者と契約する前の

▶サービスの内容

●契約内容が書かれた書類(契約書・重 要事項説明書)を渡され、わかりやす く説明をしてくれる。 は い いいえ

サービスの利用可能な日および時間に ついて明記されている。

は い いいえ



▶サービスと料金

●介護保険が使えるサービスと使えない サービスが明記されている。

は い いいえ

利用料や支払い方法、キャンセル料な どがわかりやすく書いてある。

は い いいえ



▶事業者の体制

事業者の職員の人数や有する 資格が確認できる。

|は い||いいえ

利用したい日や時間を変えた いときの対応について明記さ は い いいえ



▶苦情や解約

●苦情や相談、意見などを受け 付ける担当者がいる。

は い!!いいえ

解約したいときの手続き方法 が明記されている。

は い いいえ



